

## 静岡県訓令甲第4号

本 庁  
出先機関

静岡県文書管理規程（平成13年静岡県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

様式第1号から様式第4号まで、様式第6号から様式第11号まで、様式第14号から様式第20号の2まで、様式第22号及び様式第24号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

- 1 この訓令甲は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県文書管理規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。